

利島小中学校の「義務教育学校」への移行について

- ▶ 利島村の新しい教育大綱（案）に記載しているように、利島の学校の良さである9年間を見通した小中一貫教育を更に進めるため、**来年度（令和6年4月）から、利島小中学校を「義務教育学校」に移行（※）**します。詳細は次ページをご確認ください。

※利島村議会（令和5年12月）において学校設置条例を改正。**全員賛成で可決。**

（参考）利島村新教育大綱（案）関連部分抜粋

利島村教育大綱～「当事者」「自立」「一体感」～

（2）子供たちの「15の春」に向けた「自立」を全員で実現する島づくり

・「利島ならではの」環境を生かし、予測不可能な時代にあらゆる場所で活躍できる「利島っ子」を育てる**義務教育学校**

- ▶ 義務教育学校は、従来の小学校・中学校の区分（小学校6年間・中学校3年間）を1つにまとめて9年間の一貫教育を行う学校区分で、**特に小規模校において近年導入する市区町村が増えています。**
- ▶ 義務教育学校への移行により、**利島だからこそできる教育活動が推進**しやすくなったり、**教職員の働き方改革**が進んだり、**小中連携が更に進んだりする効果**が期待できます。
- ▶ 現在の利島小学校は、「利島小中学校の前期課程」に、利島中学校は「利島小中学校の後期課程」に変わります。そのため来年度からは、例えば小学校卒業式・中学校入学式の名称が変わったり、**学年の呼び方が変わります**（現在：小1～小6、中1～中3→来年度から：1年生～9年生）。
- ▶ 義務教育学校は、「15の春」に向けた自立を目標とする利島の環境に適した仕組みであると考えています。これまでの利島の教育の良さを生かしつつ、新しさも積極的に取り入れた学校教育を目指します。御理解のほどよろしく申し上げます。

意見交換会の実施概要について

- ▶ 教職員向け（11/21）、保護者・地域住民向け（①11/26,②11/29,③12/4）に**義務教育学校への移行について説明会・意見交換会を実施**しました。
- ▶ 意見交換会では、例えば以下の意見がありました。いただいた意見を踏まえ、より良い義務教育学校の運営を進めてまいります。
 - ・利島の子供たちに適した教育を行うためには、メリットが多いと感じた
 - ・現時点では、分かりやすいメリットの提示が少ないように感じた
 - ・学年毎に子供の数が違うので、5・6・7年は一緒に活動するなど柔軟にできると良い
 - ・先生の数が減ってしまうのではないかと（→減らない）
 - ・学校行事や取組を変える際は、保護者の声を丁寧に聞いてほしい
 - ・小中を一つにすることを契機にして、保育園との連携を進めてほしい
 - ・義務教育学校への移行に伴い、改めて利島が目指す方向や「自立」の整理が必要

利島の学校の良さである9年間を見通した小中一貫教育を更に進めるため、来年度（令和6年4月）から、利島小中学校を「義務教育学校」に移行します。

Q:一言で言うと何が変わるのか？ A:組織上、小学校・中学校別々である2校を、1校に統合します。

現状：利島小学校・利島中学校（2校）



6年 3年
(小1～6) (中1～3)

令和5年度（令和6年3月）まで

条例改正：利島小中学校（1校）



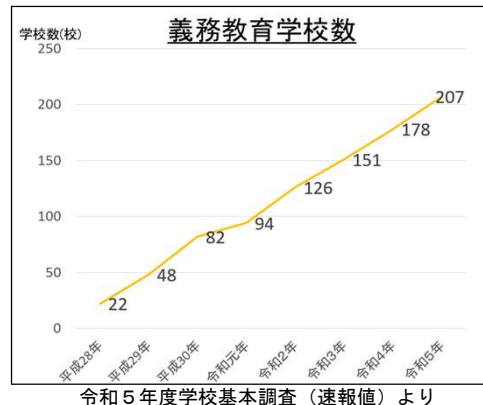
義務教育学校：9年
1年生～9年生

令和6年度（令和6年4月）から

Q:義務教育学校とは？ A:義務教育9年間を通した小中一貫教育を実現する新しい学校種です。

義務教育学校は

- ✓ 修業年限が9年。小学校段階にあたる1～6年生を前期課程、中学校段階にあたる7～9年生を後期課程に区分。
- ✓ 平成28年にスタートした、**小学校・中学校が別々の学校制度として設計されていたことによる限界を克服**するための制度
- ✓ 近年設置数が増加しており、先行事例によれば、**じわじわと効果が出てくる**ことが多い
(東京都内では、品川区・江東区・八王子市に設置)



Q:どんなメリットが？ A:利島の学校の良さである「9年間を見通した小中一貫教育」を更に推進できます。

メリット①：利島だからこそできる教育活動が推進しやすくなります。

- 利島の環境に適した柔軟なカリキュラム（教育課程）の実施が可能になります。

メリット②：教職員の働き方改革が進み、子供と向き合う時間が増えます。

- 組織として小学校・中学校が別々に併存していることで発生している事務負担（同じ書類を小学校・中学校でそれぞれ作成する必要があるなど）を軽減できます。

メリット③：小学校・中学校の制度上の「壁」を取り去り、小中連携が更に進みます。

- 利島の教育は、内地の学校に比べて、既にかなり小中連携が進んでいますが、小・中の組織区分がなくなり、教職員は制度上も、「小学校の先生」「中学校の先生」ではなく、「9年間の先生」になります。

Q:学校名・校歌・校章などが変わってしまうのか？ A:皆さんが慣れ親しんだままです。

学校名：【現在】利島小学校・利島中学校 【来年から】利島小中学校

※利島小学校・利島中学校は、「利島小中学校」という義務教育学校になります。

校歌・校章：同じです。